【ロシア】北極海航路の航行に関する法改正

海外立法情報課・小泉 悠

* 今後の北極海航路の航行需要増大に応じ、「商業航行法典」を始めとする法律が改正され、同 航路の管理を担当する北極海航路局の設立等の措置が規定された。

1 法改正の背景

2012 年 7 月 28 日の連邦法第 132 号「北極海航路における商業航行の国家規制に関連する個別のロシア連邦法の改正について」(注)により、2013 年 1 月 27 日、北極海航路の航行等に関する一連の連邦法が改正された。

北極海航路はロシアの北極海沿岸を通る海上航路であり、欧州とアジア間の距離が、スエズ運河を経由する航路の約 40%となる。同航路は従来、年間の大部分が氷に覆われていることなどから、利用が著しく制限されていたが、近年では地球温暖化によって海氷が減少し、航行可能な期間が増大してきた。これに伴って北極海航路の商業利用が一部ではあるが開始されており、2010 年には船舶 4 隻(貨物 11 万トン)に過ぎなかった年間航行量が、2012 年には船舶 46 隻(貨物 126 万トン)にまで増加した。また、2012 年には、ロシア産の天然ガスが北極海航路を経由して初めて日本に輸出された。

一方、北極海航路の航行に関する法令はほとんど整備されてこなかったことから、 今回、北極海航路の利用が今後も拡大するとの見通しに基づき、その利用について法 改正が実施されたものである。

2 法改正の概要

2012年度連邦法第 132 号によって改正された法律は、1995年度連邦法第 147号「自然独占企業について」(以下「自然独占法」という。)、1998年度連邦法第 155号「ロシア連邦の内海、領海及び接続水域について」(以下「水域法」という。)及び 1999年度連邦法第 81号「商業航行法典」の 3 つである。

自然独占法第4条第1項が改正され、北極海航路での砕氷船による船舶の先導及び水先案内業務が自然独占法の対象一覧に加えられた。これにより、一般の船舶が北極海航路を航行する際の航路開拓や水先案内を行う砕氷船の利用料等はロシア政府の統制を受けることとなった。

水域法第14条「北極海航路における航行」が新設され、北極海航路が「歴史的なロシア連邦の交通線」と位置づけられるとともに、北極海航路の航行に関する規制は国際法、国際条約、水域法その他の連邦法及びその他の法規範的アクトによって規定されるとしている。

商業航行法典の改正点は多岐にわたるが、主要なものとしては、第5条「北極海航

路の航行」が新設された。第 5 条第 1 項によると、北極海航路とは、北極海に面したロシアの内海、領海、接続水域及び排他的経済水域から構成される。北極海航路の範囲は、ベーリング海峡を含む米露海上国境線から、北極海西部のノーヴァヤ・ゼムリャー列島の東部沿岸までを指す。第 5 条第 2 項では、北極海の安全な航行並びに海洋環境汚染の予防及び削減のため、ロシア連邦の行政機関が整備すべき規則を規定している。規則の内容は次に掲げるとおりである。

- (1) 北極海航路における航行の計画立案規則
- (2) 北極海航路における船舶への砕氷船の支援に関する規則
- (3) 北極海航路における氷結海域の水先案内に関する規則
- (4) 北極海航路における船舶の航行に関する規則
- (5) 北極海航路を航行する船舶への水路航行及び海洋気象関連の支援の提供規則
- (6) 北極海航路を航行する船舶の無線通信に関する規則
- (7) 北極海航路における船舶の航行に関するその他の規則

第5条第3項では、北極海航路の管理・運営を担当する政府機関として、北極海航路局の設置が規定された。北極海航路局の任務は次に掲げるとおりである。

- (1) 北極海航路の航行の申請の受付、審査及び認可
- (2) 北極海航路における海洋気象、海氷状況及び航行状況の監視
- (3) 航法機器の装備及び水路測量の実施海域の認可
- (4) 北極海航路における航行海域、航行に関する安全基準、船舶に対する航行及び水路関係の支援、船舶に対する砕氷支援の実施についての情報提供
- (5) 北極海航路での航行計画の決定及び砕氷船の使用に関する各海域の水路、氷、航行条件を考慮した勧告の実施
- (6) 北極海航路海域における捜索・救難活動の支援
- (7) 北極海航路の氷結海域における水先案内を実施する事業者の認可
- (8) 船舶の排出する危険な又は有害な物質、排水、廃棄物によって生じた汚染の除去作業に関する支援

第5条第4項の規定では、北極海航路の航行の認可は、当該の船舶が航行の安全及び海洋環境の保護に関する規則に適合し、国際法、国際条約、ロシア連邦の法律(この連邦法の第5条第2項を含む)等に適合している必要があると規定している。

注 (インターネット情報は、2013年3月22日現在である。)

- Федеральный закон Российской Федерации от 28 июля 2012 г. N 132-ФЗ "О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации в части государственного регулирования торгового мореплавания в акватории Северного морского пути"(2012 年 7 月 28 日連邦法第 132 号「北極海航路における商業航行の国家規制に関連する個別のロシア連邦法の改正について」http://www.rg.ru/2012/07/30/more-dok.html